

新型コロナ禍のもとでの生命保険会社の対応

—加入者保護のための「特別取扱い」を中心に—

上席専門職（兼）調査研究部 主席研究員 熊沢 由弘

目次

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 1. はじめに | 4. その他（新型コロナ禍を踏まえた特別な取組み・取扱い） |
| 2. 契約継続と加入者負担軽減についての特別取扱い | 5. おわりに |
| 3. 保険金等の支払要件・内容についての特別取扱い | |

1. はじめに

2020年1月14日にWHO（世界保健機関）が新型コロナウイルスの確認を表明した翌日の1月15日に、日本国内で初の感染者が確認された。その後、国内での感染拡大により、2021年4月末までの1年数か月の間に3度の緊急事態宣言発出に至った（以下、本稿において、2020年4月発出を「第1回」、2021年1月発出を「第2回」、2021年4月発出を「第3回」の「緊急事態宣言」として表記する）。特に第1回緊急事態宣言は全国が対象地域となり、多くの施設の休業や学校の一斉休校など国を挙げた取組みを行ったことから、国民の日常生活と企業・団体の事業運営に甚大な影響を及ぼした。

新型コロナウイルスの感染拡大という緊急事態のもと、JA共済では組合員・加入者保護に資するため、共済契約上の特別措置や共済金支払にあたっての特別取扱い等を実施している。同様の趣旨で生命保険会社においても様々な特別取扱いが実施されている。本稿では新型コロナウイルスによる影響が出てきた2020年2月以降、2021年4月末までの期間

において、生命保険会社が政府の動向や金融庁からの要請を踏まえて対応した「特別取扱い」を中心に記載する。

2. 契約継続と加入者負担軽減についての特別取扱い

(1) 背景・経過等

大規模な自然災害や火災などが発生したことにより、「災害救助法」が適用された場合には、当該適用地域の被災契約者を支援するため、生保各社は保険料払込猶予期間の延長や保険金等の支払請求手続きの簡素化等の「特別取扱い」を実施している。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、災害救助法の救済対象ではない。しかしながら、多くの人々の生活に影響を及ぼす可能性が出てきたことから、2020年3月13日に金融庁監督局長から生命保険協会を含む各協会会長宛に要請文書¹が示され、会員である保険会社等に対して、「保険料の払込及び保険契約の更新については、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずること」が求められた。この要請を契機に生保各社は速やかに特別取扱いを実

1 「新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）」（金監督第615号 令和2年3月13日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20200313-2/01.pdf>

施することとなった。

(2) 生命保険協会の対応

生保各社が特別取扱いを実施するうえでの基本方針ともいえる生命保険協会の対応経過について記載する。

① 2020年3月：金融庁要請を踏まえた特別取扱い

前掲(1)記載の金融庁からの要請を踏まえ、2020年3月17日に「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた加入者」に対して、会員各社が以下の特別取扱いを実施する旨を周知した²。以下のア・イの内容は、災害救助法適用地域の加入者を対象とする特別取扱いと同様である。

ア. 保険料払込猶予期間の延長

保険契約者からの申し出により、保険会社が定める日から最長6か月間の保険料払込猶予期間の延長措置を実施。

イ. 保険金等各種支払に関する措置

保険契約者または保険金・給付金受取人からの申し出により、保険金・給付金および解約返戻金・契約者貸付の請求にかかる必要書類の一部省略等、簡易支払いに関する措置を実施。

② 2020年6月の追加措置：「猶予期間分保険料の払込み」についての特別取扱い

前掲①アの保険料払込猶予期間延長を申し出た契約者が、特別取扱いの終了後も契約を継続するためには、以後の保険料の払込みを開始するとともに、保険料払込みのない猶予

期間分の保険料の全額を、延長後猶予期間の末日（例：2020年9月末日）までに払い込む必要がある。

しかしながら、第1回緊急事態宣言発出期間における自粛等により、特に経済面における影響が大きかったことを考慮し、2020年6月10日に「延長後猶予期間の末日までに猶予期間分の保険料全額の払込みが困難な契約者に対して、未払いの保険料の払込期限を延長し（例：2021年4月末日まで）、時間をかけて払い込むことができるよう追加措置を実施する。」旨を周知した³。

③ 2021年1月・4月：第2回・第3回緊急事態宣言発出時の特別取扱い

第2回緊急事態宣言が首都圏1都3県を対象に、さらに後日2府5県を対象に発出されたことを受け、同年1月7日（追加：1月13日）に「緊急事態宣言発出の対象地域の加入者を対象に特別取扱いを実施する。」旨を周知した。内容は前掲①と同様である。

第3回緊急事態宣言が4つの都府県を対象に発出された時点では、第2回緊急事態宣言発出時に対応した「保険料払込猶予期間の延長」の期限内（例：2021年7月末）であり、対象地域も重複していたが、同年4月23日に改めて緊急事態宣言発出地域を対象に前掲①と同内容の特別取扱いを実施する旨を周知した（例：保険料払込猶予期間の延長は2021年10月末）。なお、同年4月5日以降、順次対象地域を拡大した「まん延防止等重点措置」を実施した際には、当該地域に特別取扱いは適用していない。

2 「新型コロナウイルス感染症に係る特別取扱いについて」（2020年3月17日）
<https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200317.html>

3 「保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置について」（2020年6月10日）
<https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200610.html>

④ 特別取扱いの特徴（まとめ）

ア. 対象地域

2020年3月実施の特別取扱いでは、地域ごとの感染拡大状況に関わらず、対象地域を限定していない点が特徴として挙げられる。結果として、「新型コロナウイルスは感染拡大地域以外にも経済面で多大な影響を及ぼしたこと」、および「同年4月には全国を対象に緊急事態宣言が発出されたこと」から、適正な判断・対応であったと考える。

その後、第2回・第3回緊急事態宣言発出の際は、対象地域を緊急事態宣言発出地域に限定して特別取扱いを適用する整理とした（個社判断により全国を対象地域とした生保もある。例：太陽生命・SOMPOひまわり生命等）。感染拡大下においても、第1回緊急事態宣言発出時と比べて経済情勢が落ち着いていたことおよび生保各社の顧客対応体制が十分に整備されていたこと、ならびに2020年3月実施の特別取扱いの利用状況⁴などを考慮したうえでの整理ではないかと考える。

なお、日本損害保険協会が第2回・第3回緊急事態宣言発出に伴い、実施を周知した特別措置については、対象地域を限定していない。

イ. 対象者

もうひとつの特徴は、特別取扱いの対象となる「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた加入者」の範囲等を生命保険協会として明確に定義していない点である。生保個社の公表内容を確認しても具体的に整理しているケースは少ない⁵。この点については、災害救助法適用地域における特別取扱いと比べると加入者にわかりにくい面はあるが、経験のない新型コロナ禍において、各社が加入者保護の趣旨に照らし、個々の加入者の状況を踏まえて柔軟に対応できるよう配慮したこと、および保険会社の事情（一部営業店舗の閉鎖・営業時間縮小や営業職員の在宅勤務・訪問自粛）により、通常レベルの契約者対応が困難となり得ること⁶を踏まえた整理ではないかと考える。

(3) 個別の生命保険会社による対応

基本的には前掲(2)の生命保険協会が周知した内容を踏まえ、特別取扱いを個社ごとに実施している。以下、前掲(2)以外の特別取扱いの内容について記載する。

なお、これらの特別取扱いの対応を契約者が申し出るにあたり、多くの生保が「契約者専用Webサイト」や「専用アプリ」から非接触により手続きできる対応を行っている点も一般の特別取扱いの特徴といえる。

4 「保険料払込猶予期間の延長」の利用状況が確認できた生保では、日本生命が「2020年4月～2020年9月 約26,900件、2021年1月 約310件」、明治安田生命が「2020年4月～2020年9月 約1.2万件」となっている（いずれも両社の「2020年度第3四半期業績の概要」記載内容から抜粋）。

5 SOMPOひまわり生命は、保険料払込猶予期間の延長の適用対象として、加入者向けの案内において、「①契約者の会社が当該感染症の影響により、事業の運営に支障をきたしている場合」、「②契約者の勤務先が当該感染症の影響により、給与の支払いが遅延または滞っている場合」、「③契約者が当該感染症により①②以外のその他の影響を受けた場合」としている（一部文言を筆者加工）。①②は主に収入面への影響等を考慮しているようであるが、③により柔軟な対応ができる整理となっている。

6 複数の損害保険会社では、特別取扱いの適用にあたり、「契約者が新型コロナウイルスに感染した直接的影響」だけでなく、「感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴う自宅待機や感染防止のために代理店等との対面を希望しない場合」や「契約の代理店等が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合」など、「通常の契約手続きが困難となる間接的影響を受けた場合」を含む旨を加入者向けの案内で補足している。

① 契約者貸付（新規貸付）の利息免除の適用

2020年3月時点では、各社共通の取扱い（多くの生保は当初の受付期間であった2020年5月31日を6月30日まで延長、適用期間は同年9月末までとしている。）として確認できる。「契約者貸付の利息優遇措置（減免・免除）」は、東日本大震災（2011年3月）、平成28年熊本地震（2016年4月）、令和元年台風15号・19号（2019年9月・10月）等、甚大な被害が広範囲にわたって発生した場合に適用された経過があり、生保各社が新型コロナウイルス感染症の影響による加入者保護の必要性を極めて高く位置付けていることが確認できる。

② 保障継続を図るための特別取扱い

以下のアは多くの生保が、イは一部の生保が行っている。

ア. 保険契約の更新手続の遡及対応

更新期限までに手続きが難しい場合、所定の期間内であれば、更新期限後の申し出を受け付け、更新日に遡った手続を行う。

イ. 保険契約のオーバーローン失効対応

「契約者貸付や保険料自動振替貸付による元利金が解約返戻金を超える場合に失効となる扱い」について、貸付金・立替金返済の手続きができない場合には、契約者申し出により所定期間まで失効を猶予する。

③ 前掲(2)②の追加措置に伴う特別取扱い

「保険料払込みのない猶予期間分保険料」を払い込む際の方法として、基本となる「一括支払」に加え、契約者が払い込みやすいように「分割払」を用意している生保が多い。なお、ソニー生命は、「分割払」に加えて、猶予期間分の保険料の払込みを行わないまま、

被保険者の医的選択なしに既契約と同様の保険種類の新契約を申し込むことができる「無選択新契約」という独自の取扱いを実施している。

また、一部の生保では、2020年6月時点で既に保険料払込猶予期間の延長を申し出ていた契約者を対象に「2020年3月時点に設定した保険料払込猶予期間の延長期限の再延長」（例：当初の2020年9月末までを同年12月末までとする）を行うことにより、「保障継続のための保険料の払込開始」と「保険料払込みのない猶予期間分の保険料の払込み」の双方にさらなる猶予を与える手厚い対応を行っている。

3. 保険金等の支払要件・内容についての特別取扱い

(1) 背景・経過等

2020年3月中旬～4月上旬を中心に、生保各社は前掲2の特別取扱いの周知と同時に新型コロナウイルス感染症に対する保険金等の扱いについて、死亡・高度障害保険金の支払対象となること、医師の指示による入院は陽性か否かを問わず支払要件を満たせば入院給付金の支払対象となること、およびこの時点では災害災害入院給付金や災害死亡保険金の対象外であることを周知した。

災害系保障においては、「急激かつ偶発的な外来の事故」を保障する災害保障の概念に合致する「約款所定の感染症（例：コレラ、ペスト、エボラウイルス病など）」を支払対象としているが、この時点では新型コロナウイルス感染症は約款所定の感染症には含まれていないため、対象外となっていた。

その後、同年4月10日に金融庁監督局長から生命保険協会を含む各協会長宛に要請文書⁷

7 「新型コロナウイルス感染症に関する保険約款の適用等について（要請）」（金監督第915号 令和2年4月10日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/hoken/20200410/01.pdf>

が示され、「保険契約者等保護の観点から、前例にとらわれることなく、柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置の検討」を保険会社等に求めるとともに、「商品上の対応を行う場合には、当庁としても最優先事項として迅速な対応を行う。」という姿勢が示された。

(2) 医療費等の公的負担

前掲(1)の金融庁からの各協会長宛の要請の背景として、新型コロナウイルスに罹患した場合の公費負担の範囲が限定されており、当局においては、民間保険による保障提供への期待があると考える。後掲(3)の金融庁からの要請を踏まえて取り組んだ個別の生命保険会社による対応の関連情報として、新型コロナウイルスに罹患した場合の治療等に関する公費負担の対応経過と概要について記載する。

① 法令改正による対応経過

2020年1月28日公布の関係政省令により、新型コロナウイルス感染症を感染症法第6条第8項に規定する「指定感染症」として定めた⁸。その後、2021年2月13日施行の感染症法改正により、期限の定めなく必要な対策を講じられるよう、感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」に該当する疾病として、新型コロナウイルス感染症を追加し、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けは「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。

これらの対応により、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に、都道府県知事（保健所設置市の長および特別区の長を含む。）が感

染症法第19条・第20条に基づく入院の勧告・措置等を講ずることや公費による医療提供体制が整備されている。

② 医療費等の公的負担の概要

感染症法第37条（入院患者の医療）の規定内容を踏まえ、医療費負担の概要を整理すると以下のとおりとなる。

ア. 公的負担の対象

新型コロナウイルスに感染した患者（感染症の所見がある者を含む）が入院した場合の医療費（診察、薬剤・治療材料の支給、医学的処置・手術等、入院・療養に伴う世話・看護に伴う費用）は、原則として公費負担となる（満床等のため入院ができず、宿泊施設や自宅で療養中にかかる医療費も対象となっている。）。ただし、以下の場合は自己負担となる場合がある。

(ア) 患者・その配偶者または民法第877条第1項の扶養義務者が、一定の資力があると判断された場合

(イ) 入院患者が、感染防止のための外出制限や健康状態の報告等の協力の求めに応じない場合

(ア) については、情報公開されている複数の自治体を確認したところ、「世帯員の地方税法第292条に規定する市町村民税所得割の額が564,000円を超える人は、月額2万円を限度に一部負担を求める」旨の整理が多く確認できた。(イ)の適用は個別事例ごとに自治体が判断をするのではないかと考える。

イ. 自己負担の対象等

公費負担の対象はあくまでも入院等の際の「医療費」に限られ、医療費以外の入院

8 この時点で新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める期間は、政令施行日から1年（2021年2月6日まで）としたが、蔓延が収束しなかったことから、2021年1月7日施行の関係政省令により、「2022年1月31日まで」延長した。

に伴う雑費（身の回り品の購入、通信費など）は自己負担となる。また、最近、注目されている退院（治癒）後の様々な後遺症に伴う治療については、現時点では健康保険制度の適用を前提とした自己負担となる。

入院中、仕事ができないことによる収入減少は当然補填されず、救済の必要性が指摘されている。

(3) 個別の生命保険会社による対応

前掲(1)記載の金融庁からの要請を踏まえ、生保各社は新型コロナウイルス感染症を原因とする保険金等の支払にあたり、弾力的な対応や約款改定による保障拡充に努めている。これらは、新型コロナウイルス感染症固有の対応であり、「保険料払込猶予期間の延長」のように適用期間や適用地域が限定されるものではない。なお、以下記載内容については、「特別取扱い」という文言を使用していない生保もあるが、本稿では「特別取扱い」として記載する。

① 災害系保障に関する対応と周知（2020年4月中旬～5月）

前掲(1)記載の金融庁からの要請に加え、第1回緊急事態宣言が発出されたこと等を受け、生保各社は速やかに対象となる保険（個人向け保険での対応を優先し、後日、企業・団体向けの保険について対応した生保が多く確認できる）における災害系保障について、「約款所定の感染症に新型コロナウイルス感染症を含める」旨の改定⁹を行い、加入者への周知を行った。

主な対応内容は以下のとおり。

ア. 災害死亡保険金等の支払

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡・高度障害状態となった場合、対象となる保険種類に該当する商品において、災害割増保険金等を支払う¹⁰。

イ. 特別条件等の不適用

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、支払事由に該当した場合、特別条件を付した特則・特約について、特別条件（保険金額削減支払法、特定部位・指定疾病不担保法等）を適用せず、保険金等を支払う。

ウ. 既発生事案への対応

これまでに支払事由に該当した場合も含めて遡及適用する（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行日である2020年2月1日以降）。約款改定に伴う保険料の変更はない。

なお、新型コロナウイルス感染症を災害系保障の対象とする取扱いは恒久的なものではない。各社の改定後の約款（所定の感染症を規定する別表）においては、「新型コロナウイルス感染症は、感染症法に規定する所定の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、約款所定の感染症に含める」旨規定されている。今後、新型コロナワクチン接種の浸透や治療法の確立などが進み、現況のような脅威ではなくなった場合は、災害系保障の対象にはならないことが想定される。

9 2021年2月13日施行の感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症を感染症法第6条第7項に規定される「新型インフルエンザ等感染症」に該当する疾病として位置付けが見直されたため、引き続き災害保障として対応ができるよう生保各社においては、再度約款改定が行われている。

10 新型コロナウイルスによる死亡保険金の支払状況が確認できた生保では、日本生命が「約260件・約33.2億円（うち、災害保険金 約50件・約4.0億円）、明治安田生命が「164件・約10.8億円（うち、災害保険金 30件・約0.9億円）」となっている（いずれも両社の「2020年度第3四半期業績の概要」記載内容から抜粋）。

② 入院・通院給付金の支払要件の柔軟な対応 ア. 背景等

新型コロナウイルス感染症の罹患者数増加による病床の逼迫状況を踏まえ、軽症者や無症状者は宿泊施設や自宅待機により療養するケースが増えてきた。また、新型コロナウイルス感染症以外の疾病の治療を目的とする患者の入院・通院が思うようにできない等の状況が発生した。これらの状況に対応するため、生保各社は入院・通院に伴う給付金の支払判断にあたり、柔軟な対応を行っている。なお、これらの取扱いは、多くの生保が前掲⁽¹⁾記載の金融庁からの要請があった後、速やかに周知をしている。

イ. 主な取扱い

個社ごとに若干の相違はあるが、公表内容から以下の（ア）は多くの生保が、（イ）は一部の生保で対応が確認できる。

（ア）入院給付金

医療機関が満床等の理由で入院ができない、または退院予定日が早まったことにより、臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含む）または自宅で入院と同等の療養を受けた場合、医師の証明書等¹¹の提出を要件に入院給付金の支払対象とする¹²。この扱いは、療養原因を新型コロナウイルス感染症に限定せず、それ以外の傷病で同様の状況となった場合にも適用する生保が多い。

（イ）通院給付金

新型コロナウイルス感染症またはその他の傷病において、医療現場の事情等により、医療機関への通院が予定どおりできない以下の場合には、事情を考慮して通院給付金の支払対象とする。

より、医療機関への通院が予定どおりできない以下の場合には、事情を考慮して通院給付金の支払対象とする。

- オンライン診療や電話診療を受け、医師の証明書等の提出があった場合。
- 医療機関に通院できる状況となり、通院した日が通院治療給付金等の支払対象期間満了後であった場合（当該通院を支払対象期間内通院として扱う）。

③ その他の商品開発・改定等

前掲①の災害系保障と関連した注目すべき個社対応事例として、以下を整理する。

ア. 富国生命：期間限定の「感染症サポートプラス」の取扱い

当社所定の医療保険に付加する「入院見舞給付特則」（入院給付金支払時に、「入院給付金日額×10」を一時金で支払う）について、「新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症により、2020年12月28日～2022年1月31日までの間に入院を開始した場合、入院見舞給付金を従来の2倍（入院給付金日額×20）支払う取扱い」を実施している。

この商品改定は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた新規加入者への訴求が主目的と考えるが、保険料の変更はなく、所定の医療保険に付加された入院見舞給付特則の既契約にも適用されることから、既加入者に対する特別取扱いともいえる。

11 生命保険協会は、医療従事者や保健所などの事務負担軽減のために、「新型コロナウイルス感染症による宿泊施設・自宅等療養者に係る統一証明書」を策定（2020年5月15日）し、会員各社に提供する対応を行っている。

12 新型コロナウイルスによるみなし入院給付金の支払状況として、日本生命では「入院給付金 約4,570件・約6.6億円のうち、みなし入院 約2,050件・約2.9億円」となっている（同社の「2020年度第3四半期業績の概要」記載内容から抜粋）。

イ. 太陽生命：「感染症プラス入院一時金保険」の発売（2020年9月1日）

医療保険「入院一時金保険」（日帰り入院から一時金を給付。最大20万円まで加入可能）と組み合わせて加入することが必須の保険であり、「新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症または不慮の事故による傷害（ケガ）で入院した場合」に、日帰り入院でも「災害入院一時金」（災害入院一時金額は、同時加入の入院一時金保険の加入金額と同額）を支払う。いわゆる災害倍額保障である。

営業職員による販売に加え、ネットから加入手続きが完結できる当社の「スマ保険」でも取り扱い、販売実績は好調である¹³。

4. その他（新型コロナ禍を踏まえた特別な取組み・取扱い）

前掲2・3の他、新型コロナウイルスの感染拡大下において、生保が個社ごとに加入者保護のために行った対応事例を「特別取扱い」に準ずる取組みとして、以下に記載する。

(1) 健康増進型保険の優遇措置判定要素に関する取扱い

健康増進型保険のなかには、年1回の健康診断結果や日々の運動状況を保険料割引や給付金支払等の優遇措置に反映している商品がある。第1回緊急事態宣言発出時は、全国で外出自粛が求められ、加入者によっては予定日に健康診断が受診できない、外で運動をすることができない等の状況となった。このよ

うな状況下において、加入者に不利とならない取扱い等を行っている。

なお、以下の対応事例を踏まえると、健康増進型保険の優遇措置の適用判断要素はシンプルなほうが異常時に影響を受けにくいと考える。

① 住友生命：「Vitality健康プログラム」における取扱い

以下の取扱い（代表的なものを筆者が抜粋）を実施し、当取扱いにより加算されたポイントを含めて翌年度の保険料割引・割増適用区分や特典（リワード）を判定することとした（2020年6月5日会員向け案内）。

ア. 健康診断・予防

(ア) 受診予定が延期となり後日受診した健康診断結果等がある場合、保険料判定日から4か月以内に専用フォームから提出すれば、当初受診予定日に受診した扱いとしてポイントを加算する。

(イ) 健康診断受診が困難な状態が続いている場合、前会員年度での獲得ポイントや加入時の健康診断結果等をもとにポイントを保障する。

イ. 運動ポイント

2019年11月～2020年1月の実績をもとに、2020年2月～5月の運動ポイント（歩数・心拍数・フィットネスジム）を加算する。

② 東京海上日動あんしん生命：「あるく保険¹⁴」の歩数計測の取扱い

第1回緊急事態宣言発出時に外出自粛等が

13 発売後約半年の2021年4月14日付の同社ニュースリリースによれば、「過去10年に販売した商品のなかで最も早く10万件超え」とのこと。背景として、「当保険の保障範囲は災害入院に限定され、低廉な保険料負担で加入できること」、および「組み合わせて加入する入院一時金保険が入院日数の短期化傾向を踏まえ、加入者に遡及しやすいこと」が考えられる。なお、2020年11月には当保険を選択緩和型保険に組み合わせることも可能としている。

14 新医療総合保険。支払対象期間（2年間）を計測単位期間（6か月）ごとに4区分して平均歩数を計測し、1日あたりの平均歩数が8,000歩以上である計測単位期間の数に応じて、「健康増進還付金」を支払う。

求められたことを受け、2020年4月7日～5月25日までの期間中の歩数計測にあたり、1日の歩数が8,000歩に満たない日を計測対象から除外して計測単位期間（6か月）の1日あたりの平均歩数を再算出し、達成・未達成の評価を行う整理とした（2020年12月4日公表）。

(2) 大同生命×justInCase中小企業支援プロジェクト

大同生命が新型コロナウイルスに感染する不安を感じながら働いている中小企業の役職員を支援する社会貢献の取組みを行うにあたり、少額短期保険会社であるjustInCaseの保険商品を活用した取組みである（2020年11月20日公表）。プロジェクトの概要は以下のとおり。

- ① 大同生命が基金（保険料相当額・上限1億円）を拠出し、justInCaseの「コロナ助け合い保険¹⁵」を中小企業に1年間無償で提供する（1年後に契約継続を希望しない加入者は非更新手続きを行う）。
- ② 提供対象者は、「従業員50人未満の企業または個人事業の役員・従業員」であり、大同生命への契約加入実績の有無を問わない。
- ③ 所定のQRコードまたはURLから非接触で簡易に申込みができる。無償提供する保険の総保険料が基金の上限に達した場合、受付を終了する。
- ④ 無償提供した保険契約の収益から必要経費を差し引いた全額を医療従事者に寄付し、中小企業と医療従事者の両方を支援する。

大同生命は中小企業に特化した取組みを行ってきており、当制度を利用する人の多くが大同生命の既加入者であることも想定される。注目すべき点は、他社の保険商品を活用していることである。仮に大同生命が自社の保険商品の1年分の保険料を負担する基金とした場合、加入者に対する保険料の割引となりかねず、保険業法第300条（保険契約の締結等に関する禁止行為）第1項第5号に規定する「特別利益の提供」に該当する可能性を踏まえての対応と考える。なお、justInCaseの保険商品を採用した理由としては、加入手続きがスマホ・Web活用により非接触で完結できること、保険料が低廉であり、保険料が加入者負担となる1年経過後の契約更新時も継続しやすいことなどが考えられる。

5. おわりに

生命保険会社が加入者保護のための特別取扱いに取り組んだ背景として、監督官庁である金融庁からの強い要請があったことは認識しておく必要があるが、生命保険業界共通の取組みに加え、個社ごとの判断による様々な主体的な取組みを確認することができた。

契約継続のための「保険料払込猶予期間の延長」については、直近では「緊急事態宣言発出地域」を対象としている。特別取扱いの適用基準を明確にするための整理と思われるが、新型コロナウイルス感染症の影響が主に経済面にあり、県境に関係なく多くの地域・

15 「コロナ助け合い保険（シンプル医療保険）」の概要

第1回緊急事態宣言発出中の2020年5月1日発売。保険期間は「1年更新」。主な特徴は以下のとおり。

- ① 新型コロナウイルス感染症以外の事由も含め、1泊2日以上入院の場合に「入院一時金10万円」を支払う（中小企業支援プロジェクトにおいて提供する保障金額は「入院一時金5万円」のプラン）。
- ② 低廉な保険料（月額保険料例：男性30～34歳－510円、女性30～34歳－960円）を設定。
- ③ 加入手続きはスマホ・Web上から非接触で完結し、クレジットカード決済完了後に保障開始。入院一時金の請求は、「契約者専用マイページ」から医療機関発行の診療明細書・領収証をスマホカメラで撮影して送付すると手続完了。
- ④ 当保険の収益から必要経費を引いた全額を、日本赤十字社を通じて医療機関に寄付。

加入者に影響を及ぼしている状況等を考慮すると、大規模自然災害等が発生した際の災害救助法適用地域への対応に比べて、実務運用の難しさを感じる。

保険金等の支払要件・内容についての特別取扱い、新型コロナウイルスの感染拡大という固有事情に対応する取組みであり、加入者の利用状況や実務運用を踏まえ、今後、別の原因で緊急事態となった際の事業運営に活かされていくであろうと考える。

なお、生命保険業界では新型コロナウイルスの感染拡大という状況下において、本稿において整理した特別取扱いの他にも、顧客および従業員を感染から守るため、「営業職員による非接触の営業方法導入」や「契約者専用サイト等による各種保全手続きの利用促進」への取組み、および社会貢献の一環として、大手社を中心に「新型コロナウイルス対策のための医療機関・自治体等への寄付」や「ESG投資を通じた途上国での新型コロナウイルス対策の支援」等の取組みなどが確認できる。

(2021年4月30日記)

(参考文献)

本文・注釈で記載しているものを除く。

- ・官邸HP（内閣官房）：新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/news/>
- ・NHK 特設サイト 新型コロナウイルス
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/chronology/>
- ・厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.htm
- ・以下に記載した団体・保険会社等のHP掲

載内容（加入者向けのお知らせ、ニュースリリース）

生命保険協会。朝日生命、アフラック生命、オリックス生命、住友生命、ソニー生命、SOMPOひまわり生命、第一生命、大同生命、東京海上日動あんしん生命、日本生命、ネオファースト生命、はなさく生命、富国生命、プルデンシャル生命、三井住友海上あいおい生命、明治安田生命、メディケア生命、ライフネット生命、楽天生命。justInCase。日本損害保険協会。東京海上日動火災、損保ジャパン。